

セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則一部改定のお知らせ

2023年2月1日をもってセゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則を改定いたしますのでご案内いたします。
主な改定箇所は以下のとおりです。

■セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則 新旧対照表

改定前	改定後
第4条(キャッシングサービス) キャッシングサービスについては、セブン CS カード規約第12条(キャッシングサービス)の規定に以下の事項を追加します。 <u>(4)会員は、日本国外のアメリカン・エクスプレス旅行サービスの営業所、提携代理店において本カードを提示し、その営業所が定める手続に従い、第12条(2)に定めるご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用できます。ただし、この場合使用目的が限定される場合があります。</u> <u>(5)(1)から(4)のほか、当社及びアメリカン・エクスプレスが別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</u>	第4条(キャッシングサービス) キャッシングサービスについては、セブン CS カード規約第12条(キャッシングサービス)の規定に以下の事項を追加します。 (削除) <u>(4)(1)から(3)のほか、当社及びアメリカン・エクスプレスが別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</u>
第6条(外国通貨建て取引の円換算方法) セブン CS カード規約第25条(日本国外でのカード利用)①は以下の通りとします。 (1)商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、円換算に2%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用し、また、カードご利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードご利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算します。	第6条(外国通貨建て取引の円換算方法) セブン CS カード規約第25条(日本国外でのカード利用)①は以下のとおりとします。 ①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードご利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料 2.0%(アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料 0.25%、当社が定める外貨取扱手数料 1.75%)を加えた換算レートを使用します。
■附則 第1条(第7条(2)①に関する読み替え規定) <u>2020年2月10日ご利用分までは、第7条(弁済金等の支払方法等)(2)①を以下の規定に読み替えて適用するものとします。</u> <u>(2)会員には、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い又はボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限ります。なお、支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。</u> <u>①リボルビング払い—利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択の上1万円単位で予め指定した金額(以下「弁済金」という)をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は、利用算定日の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合のリボ手数料は、利用算定日の翌日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。</u>	■附則 (削除)
第2条(ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表) ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表に	

基づく月々のお支払額は、2020 年3月ご請求分までは、<u>新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払金額になります。</u>	
--	--

【下線部は改定部分を示します。】

以上